

**行政 Information** **平成28年度入札参加資格審査申請を受付けます** ☎契約検査課(☎65-6507)

市が発注する建設工事や委託業務(コンサルタント等)、物品調達について、平成28年度の入札参加資格審査申請を受付けます。**※受付期間終了後の受付は一切できませんのでご注意ください。**

**建設工事・委託業務 (コンサルタント等)**

対象者	登録を希望するすべての事業者 ※市内業者(市内本店及び市内営業所)は毎年度更新となります。 (平成27年度の登録は引き継がれません)	
受付日	高月支所 1階(1-A 会議室)	1月29日(金)、2月1日(月)
	本庁東館 5階(5-A 会議室)	2月2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)、8日(月)

**物品調達**

対象者	①新規に登録を希望するすべての事業者 ②平成27年度に登録した現有資格者のうち希望業種等の変更希望者 ※②について、希望業種等の変更がない場合は中間年につき申請の必要はありません。	
受付日	高月支所 1階(1-A 会議室)	1月13日(水)
	本庁東館 5階(5-A 会議室)	1月18日(月)、19日(火)、20日(水)

- 【その他】**
- ・建設工事と委託業務を重複して登録することはできませんが、それぞれと物品調達は重複して登録できます。
  - 【配付場所】** 契約検査課(西館5階)、北部振興局地域振興課・各支所
  - ・詳しくは市ホームページをご覧ください。
  - ・申請用紙等は12月中旬頃から配布する予定です。ホームページからダウンロードすることもできます。

**行政 Information** **平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します** ☎税務課(☎65-6524)

滋賀県と県内市町では、平成28年度から個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。所得税の源泉徴収義務者で、まだ特別徴収を実施していない事業者は、準備いただきますようお願いいたします。

**特別徴収制度とは**

給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。

給与を支払う事業者は、地方税法および市の条例により原則として、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

徴収していただく税額については市が計算を行い、毎年5月に事業所あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。

なお、従業員が常時10名未満の事業所は、申請により通常年12回の納期を年2回とすることができます。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

**従業員のメリット**

- ・毎月の給与から徴収されるため、納税のために納期ごとに金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れがありません。
- ・納期が12回であることから、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の4回に比べ、1回あたりの負担が少なくて済みます。

**行政 Information** **市職員を募集します (追加募集：平成28年4月1日採用予定)** ☎人事課(☎65-6502)

職種	採用予定人員	受験資格
土木技術職(上級)	3人程度	次のいずれにも該当する人 ア 昭和55年4月2日以降に生まれた人 イ 民間企業や行政機関等における、土木工事の設計・積算・施工管理等の職務経験を、平成27年12月31日までに1年以上有する人 (職務経験は、申込時に提出していただく申込書等により確認します。また、これまでの職務経験を、どのように採用後の職務に活用できるかを面接時に審査します。)

- 第1次試験日 平成28年1月10日(日)
- 申込受付期間 12月1日(火)～25日(金)
- 受験申込書の配布場所 市役所(本庁、北部振興局および支所)  
※市ホームページからダウンロードすることもできます。
- ★受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「土木技術職受験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(角形2号・120円切手貼付して宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

**問合せ・申込先**  
長浜市職員選考委員会  
(東館4階 人事課内)  
〒526-8501 八幡東町632  
**☎65-6502**

**行政 Information** **マイナンバー通知カードは届きましたか** ☎長浜市マイナンバー専用ダイヤル(☎0570-066-511)

11月上旬からマイナンバー通知カードが順次発送されています。まずは通知カードの記載内容をご確認ください。12月に入ってもまだ届かない場合、記載内容に誤りがある場合は、上記までお問い合わせください。

**個人番号カードを申請する人へ**

■通知カードに同封しているパンフレットには、マイナンバー制度や個人番号カードの概要などについて記載していますので、ご覧ください。

個人番号カードは、身分証明書として使えるカードです。個人番号カードの受け渡しには大変な混雑が予想されるため、予約制とします。個人番号カードを申請した人には、1月以降「個人番号カード交付通知書」を郵送します。予約方法などはこの通知書でお知らせします。

交付場所は本庁、北部振興局、各支所の予定です。詳細は広報1月1日号に掲載予定です。

■住民基本台帳カードで貯めているシュッセカードのポイントは、個人番号カードへの移行ができません。シュッセポイント機能のみを利用できるカードとして住基カードをお返します。このカードは身分証明書やコンビニ交付のサービス利用には使えません。

**住民基本台帳カードをお持ちの人へ**

■確定申告にe-taxを利用する人は、現在利用中の電子証明書の有効期間をご確認ください。個人番号カードの交付は1月下旬以降になる見込みです。例年e-taxを利用している人で確定申告時期に有効期間が満了する人は、**12月21日(月)**までに住民基本台帳カードの電子証明書を更新することをご確認ください。

■住民基本台帳カードの発行は下記のとおりです。カードの有効期間が終了するまでご利用いただけます。

- 【受付期限】**
- ・本庁 12月21日(月)  
※代理人申請・照会書申請は 12月8日(火)
  - ・北部振興局、各支所 12月8日(火)

